

東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由：研究専念者に対し，非常勤講師枠を措置することはしていないが，研究費等で非常勤講師を配置することは制限していない。このことを明確にするために改正するものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(授業の対応)</p> <p>第6条 研究専念期間中の授業は，当該教室等の協力体制により行い，非常勤講師枠の措置は行わない。</p> <p><u>2 前項の規定は，配分された研究費等により非常勤講師を雇用することを妨げるものではない。</u></p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は，平成21年11月5日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(授業の対応)</p> <p>第6条 研究専念期間中の授業は，当該教室等の協力体制により行い，非常勤講師の配置は行わない。</p> <p>[省略]</p>